

2020年2月23日第6号緊急政令

COVID-19 の感染拡大防止及び緊急事態運営に関する緊急対策

(Misure urgenti in materia di contenimento e gestione dell'emergenza epidemiologica

da COVID-19.)

第1条1項

感染源が不明な陽性患者が少なくとも1名確認された市や地域、あるいは感染地域からやってきた人が感染源と確認できないケースが発覚した場合の市や地域では、管轄当局が適切かつ状況に見合ったあらゆる感染拡大予防措置を講じること。

第1条2項

第1条1項に関し、管轄当局は以下の措置を講じることができる。

- a) 感染が認められる市や地域内部の人々が同市及び同地域から出ることの禁止
- b) 感染が認められる市や地域へのアクセス禁止
- c) 文化・娯楽・スポーツ・宗教上のものを含む、あらゆるイベント、イニシアティブ、公的および私的な場所でのあらゆる形の集会の中止。これらは、一般に非公開である場所で行われるものを含む。
- d) 保育園・幼稚園及びあらゆるレベル・種類の学校教育サービス、課外活動への参加、大学を含めた高等教育の中止。ただし、遠距離で行われる教育活動（当館注：テレビ等を使った通信教育）は除外される。e) 美術館、文化施設・場所の一般人への開放の中止（対象施設として引用される法律番号省略）。
- f) 課外活動としての国内外への修学旅行の禁止（引用法律番号省略）
- g) 採用試験の手続きの一時停止
- h) ウイルス感染が確認された患者と接触があった人を検疫期間に付し、積極的な監視を実施すること
- i) WHO 指定の感染地帯から州内に入った者に対し、地域管轄の保健事務所内対策部（Dipartimento di prevenzione dell'azienda sanitaria competente per territorio）にその旨を通知することを義務付け、同通知を受けた地域の保険事務所内対策部は、積極的な監視の下での自宅待機を適用するため、管轄の保健当局（Autorita' sanitaria competente）に通報する。
- j) 最も必要度の高い消費物資の購買を除く全ての商業活動の閉鎖
- k) 公的機関、公益活動実施体、生活に必須の公共サービスの活動の閉鎖及び制限（公共サービスに関する引用法律省略）

l)生活に必要不可欠な公共サービス及び最も必要度の高い消費物資の購入のための商業活動へのアクセスは、個人保護のための物品の使用及び管轄当局からの個別の特別予防策の適用のために条件付で認められる可能性がある。

m)国内線，地方線，また定期線でない場合も，道路，空路，鉄道，海路，内水を介した物品及び人の移動サービスへのアクセス制限及び中止。ただし第3条が定める特別な例外は除く。

n)生活に必要不可欠なサービスや公益事業，在宅で可能な場合を除き，企業活動の禁止。

o)感染が認められる市や地域における労働活動，また，同市や同地域住民が同市外や同地域外で行う労働活動の禁止及び制限（一部例外省略）。

第2条

管轄当局は，第1条1項が定めるケース外でも，COVID-19の感染を防ぐ目的で，ウイルスの蔓延防止及び非常事態管理のための更なる措置を講ずることができる。

第3条4項（1，2，3，5項省略）

本政令で定められる感染拡大防止策を遵守しない場合，遵守することでより重大な犯罪をおかしてしまう場合を除き，刑法650条に従い罰せられる。

第4条：財政規定（省略）

第5条：発効

本緊急政令は官報に掲載された日から発効し，議会で法律に転換される。

（省略）

2020年2月23日

マッタレッラ大統領

コンテ首相

スペランツァ保健相

グアルティエリ経済財政相

ボナフェーデ司法相承認